

1. 件名：「玄海原子力発電所3，4号機の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(61)」

2. 日時：令和3年1月27日（水）13時30分～14時30分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者（※：テレビ会議システムによる出席）

原子力規制庁：内藤安全規制調整官、熊谷管理官補佐、佐口主任安全審査官、海田主任安全審査官、谷主任安全審査官、菅谷技術研究調査官、磯田係員、松末技術参与、大野安全審査官、府川係員

九州電力株式会社：土木建築本部長 他9名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 提出資料

《本年1月13日に受取済み》

- ・玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 地盤（敷地の地質・地質構造）について（参考資料）
- ・玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 基礎地盤及び周辺斜面の安定性について（参考資料）
- ・玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 使用済燃料乾式貯蔵施設について（補足説明資料）
- ・玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 使用済燃料乾式貯蔵施設について（補足説明資料2）
- ・玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 基礎地盤及び周辺斜面の安定性について（補足説明資料）

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい、原子力規制庁クマガエです。それでは、これからですね。
0:00:06	玄海キャスクに関するヒアリングの方始めたいと思います。
0:00:09	それではよろしくお願いいたします。
0:00:13	九州電力のカワチです。それでは
0:00:18	まず資料の確認なんですけれども資料
0:00:22	お礼用意しておりますPS
0:00:25	194 の排からPS
0:00:30	018、18 の階まで、
0:00:35	お礼良くしておりますけれども、またございますでしょうか。
0:00:42	船長クマガエです。はい、定数 014 階から定数 018 階で、
0:00:47	1 月 8 日っていうふうに記載されてる面白いでよろしいですか。
0:00:53	はい。
0:00:54	御説明させてさせていただきます。
0:01:00	いっす 12 月 22 のヒアリングを踏まえまして資料集めていますので、順番に御説明いたします。
0:01:10	まずDS014 回の資料をお願いいたします。規律に関わる資料になっております。
0:01:20	こちらの修正点としまして、
0:01:25	日
0:01:28	7-3-9 ページのほうをお願いいたします。
0:01:32	それをこちらの照岸把
0:01:36	れんよう原子炉施設設置法設置位置付近の地質構造に係る
0:01:43	資料でございます、
0:01:48	こちらにつきましては
0:01:50	施設直下
0:01:53	御ね露頭する可能性がある断層について記載しておりますので、
0:01:58	発電用原子炉、
0:02:01	施設。
0:02:03	ということで
0:02:06	発電用原子炉施設の
0:02:08	支障に
0:02:10	記載をしております
0:02:13	ちょっと出向
0:02:19	すいません来九州大学のカワチですけど

0:02:23	マイクが合うリングしているので切っただくことは可能でしょうか。
0:02:46	規制庁クマガエですね、設定をちょっとこちらもう少し直しましたけどもいかがでしょうか。
0:02:52	九州電力カワチです。
0:02:57	大丈夫。
0:03:04	テストです。
0:03:07	規制庁日本じゃうまく伝わってますけども、いかがですか。
0:03:18	今聞こえてます。
0:03:34	1つというの問題。
0:03:41	規制庁クマガエですね、こちらは設定し直しました。
0:03:44	状況いかがでしょうか。
0:03:47	九州電力のカワチです。今聞こえてますでしょうか。はい、よく聞こえております。大丈夫になりました。すみません。ありがとうございます。
0:04:02	それでは、
0:04:04	再度説明させていただいてもよろしいでしょうか。
0:04:09	はい。お願いいたします。
0:04:11	はい。
0:04:12	BS014 回の資料ですけれども、
0:04:17	使用済み燃料乾式貯蔵施設直下の断層記載する章につきまして、発電用原子炉施設設置位置付近と言うし、
0:04:27	聞く構造の事象で記載をしておりますが、やっぱりちょっと施設からの原子炉施設(イ)ということもありますので、
0:04:36	発電用原子炉施設等を設置し、位置付近ということで等をつけたという適正化を行っておりますそれが7-3-9 ページでございます。
0:04:47	続きまして、修正箇所としまして、N6 の(3) -7-3-14 ページをお願いいたします。
0:04:55	こちらにつきましては、少しちょっと用語の計器なんですけれども、
0:05:01	使用済み燃料乾式貯蔵施設設置位置に露頭する可能性がある断層ということで書いておりましたが、
0:05:10	もともとの基準規則が容器に関わる要求はがあるということでそれを、がわかるようにということで使用済み燃料乾式貯蔵容器を固定する使用済み燃料乾式貯蔵建屋基礎含むの設置位置、
0:05:26	根抵当する可能性のある断層は、これこれの担当であるということで、文言を適正化しております。
0:05:35	PTS014 回の資料につきましては、修正加筆表は、

0:05:41	以上になりますがちよっと今回の図面をちよっと
0:05:47	追加でちよっとし損ねてるんですけども
0:05:51	地質水平断面図のELマイナス 15 メーターの図面と水平岩盤分類図のEL マイナス 15 メーターの図面が
0:06:02	ございまして審査資料ではF161 断層を入れてご提示してるんですけども、今回ちよっと資料に入れてませんでしたので今後はちよっとそれを追加しようと考えております。
0:06:17	時S014 回につきましては以上になります。
0:06:21	続きまして三つ目のDS015 回の資料でございまして、こちらが基礎地盤及び周辺斜面の安定性に関わる
0:06:32	資料でございます。
0:06:34	これにつきまして修正箇所を準備をご説明します。
0:06:39	6-(3)-7-6-1 ページですけども、こちらの 7.6. 7.1 の評価方針。
0:06:48	を記載をちよっと変更しております、こちらのTs-01 回の
0:06:55	資料とあわせているんですけども使用済み燃料乾式貯蔵容器に対する基準規則の要求につきまして、記載するようしております、内としては仕様に乾式貯蔵容器は、
0:07:10	接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置するといった形であとは申請の有する地盤に設置要求はあったということを主語にして記載を変更しております。
0:07:22	続きまして、修正箇所としましては、2、
0:07:27	7.6. 7.2 評価方法に係る
0:07:31	評価方法の項目についての方にTHAI本管基礎地盤の安定性評価をする対象施設を明記しております。
0:07:42	重点前回のヒアリング資料ではですね使用済み燃料乾式貯蔵建屋、
0:07:48	対象施設としてましたが、
0:07:51	こちらでも使用済み燃料乾式貯蔵容器を固定する、使用済み燃料乾式貯蔵建屋区画気相含む。
0:07:59	対象施設とするということで記載を適正化しております。
0:08:04	また
0:08:06	7.6. 7.2 の評価方法につきまして、
0:08:12	7.7. 2.1 兆加工目標立てしてございまして、この中で滑り安全率傾斜支持力を評価するということを記載しております。
0:08:23	また、下から 2 行目になりますけれども、耐震重要度分類のCクラスに適用される地震力に対して十分な安定性を持つ方の

0:08:32	評価を行うことにつきましても基準地震動とあわせて評価するというので、
0:08:40	記載を追記しております。
0:08:44	続きまして、
0:08:48	7.6-3、3 ページのほう、お願いいたします。
0:08:54	こちら評価評価内容に係る項目でございますけれども(1)から滑り安全率から(4)の地殻変動に係る影響のところまでの表でございますが、こちらにつきましては
0:09:11	前回のヒアリング資料で既許可の記載を
0:09:15	読み込んでおりましたけど、こちらの具体的に替え記載するようにはして読み込みをやめております。
0:09:24	続きまして、なって、6-(3)-7-6-5 ページのほうをお願いいたします。
0:09:32	7-6 の 7-3、評価結果におきまして、
0:09:39	支持力評価にあたって、耐震重要度分類のCクラスに適用される地震力による評価結果は基準地震動による地震力の評価結果包絡されることから、基準地震動による、
0:09:54	地震力の評価結果で代表させるということで、これを基準地震動に関わる資料につきまして基準地震動の
0:10:05	評価した結果につきまして、記載するというので、一段落目を追加。
0:10:12	ベイズ手法で代表させるということで追加しております。
0:10:16	続きまして 6-(3)-7-6-7 ページの方。
0:10:23	お願いいたします。
0:10:26	こちらはシャンパン周辺斜面の安定性評価に関わる評価。
0:10:33	に係る文書でございますけれども、
0:10:36	こちらにつきましても、評価方針のほうに
0:10:40	表面の両端直要件に対する基準規則の要求を記載するようにはして、
0:10:47	使用済み燃料乾式貯蔵容器については、
0:10:51	それで地震動によって、
0:10:53	レジ変位に対して
0:10:55	今回のそれぞれない場所に
0:10:58	設置するという文言に入っております。
0:11:01	また、67 の 6-8-2 の評価方法
0:11:05	項目立てをしてしております。
0:11:09	つつ的な修正として余っ修正としましては、斜面の抽出につけて、
0:11:18	あと、

0:11:20	市周辺斜面の離隔距離以前斜面規模及び
0:11:26	斜面の形状に基づき、対象とする斜面を抽出すると記載してましたけど審査資料記載に統一しますして水平面となす角度及び斜面高さに基づき抽出するという記載に、
0:11:41	おい、統一しております。
0:11:46	続きましたので、6-(3)-7-6の
0:11:50	13ページ。
0:11:52	あらま15ページ、図面関係になりますけれども、
0:11:55	こちらにつきましてマスキングを
0:11:58	新修正しておりますして審査資料と同様に、ボーリング孔名を
0:12:04	マスキングするというので、
0:12:08	資料を修正しております。
0:12:10	DS015-Iの資料につきましては、修正箇所は以上になります。
0:12:19	次にTS016。
0:12:22	会議の補足説明資料の
0:12:26	修正でございます。
0:12:28	について御説明します。
0:12:32	まず
0:12:36	前回のヒアリング資料から1、1.1の安全設計の方針1.3安全機能の重要度分類1.4耐震設計の種晶新たに資料として追加しております、
0:12:49	そのうち、4耐震設計の方針におきまして、用語の定義として使用済み燃料乾式貯蔵建屋、
0:12:58	LPF
0:13:00	使用済みの職を建屋区画気相を含むに適正化しています。
0:13:05	加工規則という言葉につきましては
0:13:09	その前のDS01この会でもそうでしたけれども、冒頭に人含むということを定義を建家については規則にということを定義しまして以下使用済み燃料乾式貯蔵建屋である。
0:13:24	いうふうに
0:13:26	定義するというので、主
0:13:28	記
0:13:29	8の(3)-1-22ページですね、修正をしております。
0:13:34	続きまして、
0:13:37	C-(3)-1-24ページにお願いいたします。

0:13:43	こっち、使用施設の耐震構造に関わる文章でございますけれども、こちらにつきましては使用済み燃料建屋は、
0:13:54	鉄筋コンクリート造の建物で以前の文章では気相は岩盤上に設置されるとありましたが、建家の基礎と基礎が
0:14:07	同じものでございます。
0:14:09	ちょっと明確化する観点からの設備の乾式貯蔵建屋は、
0:14:15	金庫くりと増の建物でイソダという言葉が消しまして岩盤に設置される。
0:14:21	ということで、
0:14:23	適正化記載の適正化をしております。
0:14:27	続きまして 8 の (3) - 1 の
0:14:30	48 ページ。
0:14:33	をお願いいたします。
0:14:35	こちら 3 条の
0:14:39	次御田の設計方針の
0:14:41	ページになりますけれども、こちらにつきまして、
0:14:46	こちらもちょっと標高
0:14:48	文言適正化してありますが以前の文書では使用済みの下から 5。
0:14:55	6 行目ですけど。
0:14:57	使用済み燃料乾式貯蔵容器を設置するひずみの解消バリアについてはという言葉でしたけど、所済みの容器を固定する施設の会長建屋についてはということで設置起こってという文言の適正化しております。
0:15:14	またと、
0:15:16	次の方ですけど、基準地震動による地震力が作用した場合においても、という記載でしたが、基準地震動による地震力及び耐震重度分類の C クラスに適用される地震力が作用した場合においてもという事で、
0:15:35	耐震事業部の足かせに適用される地震力というものは追記しております。
0:15:41	続きまして、8 の (3) - 4 - 10 ページのほうをお願いいたします。
0:15:54	こちら 4.11、燃料取扱及び貯蔵施設設備という項目の所済み燃料乾式貯蔵施設に化して記載しているページになりますけれども、こちら
0:16:11	結果を使用済み燃料乾式貯蔵建屋にできればしてありますが、
0:16:17	下から 10 行目ほどにあります、
0:16:22	使用済みの非常用と貯蔵架台を固定装置を停止直後課題を基礎ボルトで、
0:16:29	以前空きそうでしたが食味アカシと建屋に固定するという番号に、
0:16:35	変更している。
0:16:36	同じ課の 8 の (3) の 1 ページ。

0:16:40	の上、
0:16:42	真ん中ほどになりますけど周辺施設のうち、ちょっとがたい基礎ボルト及び、
0:16:49	週目乾式貯蔵建屋はっていう所以前は基礎でしたけど、建家はピアはという言葉に直しております。
0:16:58	続きまして、8の(3)－4－16ページをお願いいたします。
0:17:04	こちらの周辺施設の
0:17:07	ステップの営業
0:17:10	名称が入ってますけれども、こちらにつきまして基礎ボルトの下に基礎がありました、液相を削除しております。
0:17:18	時S016回の資料につきましては、以上の集計ヶ所以上になり、
0:17:25	続きましてTS017杯の補足説明資料2の資料をお願いいたします。
0:17:32	こちらも同様に基礎の
0:17:35	文言を修正しておりますけれども、
0:17:38	時18ページのほうをお願いいたします。
0:17:42	こちらにつきまして中ほどになりますけれども、
0:17:48	こちらも種使用済み燃料の乾式貯蔵容器は貯蔵架台を用いて基礎ボルトでいざ基礎に固定するでございましたが、使用済み燃料乾式貯蔵建屋区画気相含む1括弧以下使用済み燃料乾式貯蔵建屋という
0:18:04	固定するというので、
0:18:07	今後適正化しております。
0:18:10	DS018回の資料につきましては修正はございません。
0:18:16	以上で前回ヒアリング資料から修正した箇所について説明を終わります。
0:18:26	規制庁クマガエです。ご説明ありがとうございました。
0:18:29	それではちょっといくつか確認をさせていただきます。
0:18:32	まずです014回の
0:18:35	ところなんですけれども、
0:18:39	こちらのところで、
0:18:42	当つける程度ナイトウ発電用原子炉施設と、
0:18:47	設置位置付近ということで等をつけるということだったんですけども、これつけてるということをつけてないところがあるんですが、
0:18:54	例えば
0:18:56	6(3)－7－3－11ページのところのですね。
0:19:01	(2)岩盤分類のところの3行目のところについては、下の岩盤分類基準第7.3.5.1表に
0:19:09	発電用原子炉施設設置位置付近の

0:19:13	性岩盤分類図を 7.3. 5.9 としてあると。これは、
0:19:18	ここは原子炉施設。
0:19:19	のところだけを
0:19:21	書いてあるのであえてつけてなくて、
0:19:23	等をつけるということをつけてないとかってそれはもう
0:19:26	取捨選択をされてるということでもよろしいでしょうか。
0:19:33	すいません、被規制者のカワチです。
0:19:38	この場所については、インター表してますので、ちょっとつけるつけたほうが、
0:19:47	いいかなと思いますのでちょっと
0:19:51	こちらについては検討します。
0:19:56	規制庁クマガエです。はい。
0:19:58	それでは、こちらについては確認していただいて、あと、
0:20:02	ちょっと記載ぶりのという趣旨のところだけ確認なんですけど、今度、
0:20:07	66(3)－7－3－8 ページのところの
0:20:13	記載のところなんですけど、
0:20:15	以上のことからと。
0:20:17	書いていてその敷地内に分類するいずれの断層も、
0:20:24	東松浦玄武岩の玄武岩の
0:20:27	富士フィルムRIと考えられ少なくとも
0:20:30	新第三紀申請時点以降における活動はないことから、将来活動する可能性のある断層等はないと判断されるというふうに記載されてるんですが、この
0:20:40	最後将来活動する可能性のある断層等はないと判断されるっていうのは、
0:20:47	これは
0:20:52	別紙を主語としては何か、
0:20:55	この断層はないと判断されてるのか、それとも何か。
0:20:59	断層等がどこかにはないということ判断されてるのか。
0:21:03	敷地内にはないって言うてるのか。
0:21:06	地帯の断層は、
0:21:08	将来活動する可能性の断層等ではないというふうにしてるのか。
0:21:13	ここの文章の
0:21:16	THAIだろうなと思われることは大体わかるんですけども、ちょっとこの場から記載のところなんですけど、
0:21:23	ちょっと主語と述語の関係をちょっと
0:21:25	ここで示したい。
0:21:27	記載ぶりについて御説明いただければと思うんですが、

0:21:32	わかりますでしょうか。
0:21:36	手法としては将来活動する可能性のある断層等、
0:21:43	ございましてそれが無い。
0:21:46	判断されると。
0:21:48	という
0:21:50	すみません。
0:21:58	すみません。起振パラディス主語として敷地内に分布する。
0:22:04	いずれの断層
0:22:08	主語になると思います。
0:22:18	規制庁クマガエです。
0:22:19	と言いますと
0:22:22	敷地内の断層
0:22:24	は、
0:22:26	その将来活動する可能性のある断層等、
0:22:29	ではないってということですか。
0:22:34	はい。起振6カワチです。そうですね。色弱分布するいずれの断層も将来活動する可能性の
0:22:45	ある断層等、
0:22:47	ではないです。
0:22:52	いいと思いますはい。
0:22:55	規制庁クマガエです。はい。趣旨わかりました、その内容がわかるような形に していただければと。
0:23:03	はい。
0:23:06	沖積地。
0:23:13	それとあと、
0:23:14	このDS015 階のところ、
0:23:19	の記載なんですけれども、
0:23:22	こちらについては
0:23:24	はい。
0:23:29	評価方針のところではですね、要求に伴ってその使用済み燃料乾式貯蔵容器 についての記載をされるということで、
0:23:38	記載されてます。この
0:23:41	等の7.6.7のところでは、この使用済み燃料乾式貯蔵建屋の基礎地盤の安 定性評価として、
0:23:50	評価方針については、容器について確認をすとしてるんですね、ここは

0:23:58	このここのちょっと記載ぶりを変えていращやるところの考え方については教えていただきます。
0:24:08	相手の九州電力のカワチです。
0:24:10	1 以前のうち、
0:24:13	資料では回収施設の建屋ってしてそれ建屋に対して基準地震動の地震力に対して十分な安定性を持つ評価を行う。
0:24:25	行いますということをごちらの評価方針に、
0:24:29	海底、
0:24:30	おりましたけれども、この資料の中で、やはり
0:24:37	基準規則が容器に対する
0:24:39	予定でございますので、まずは要件に対して、十分な支持力を有する地盤に設置するといったの方針を記載すべきだろうと考えましてこのような記載にしています。
0:24:53	また実際には容器
0:24:56	たまたま起きというかも対象施設としましては、その容器を固定する。
0:25:01	趣味の可処分建屋について
0:25:06	資料、
0:25:07	滑り安全率、支持力傾斜等を評価して参りますので、それ、その内容につきましては評価項目のほうで
0:25:18	廃止対象施設の建家ってということで明記しまして、
0:25:26	滑り等の評価を行いますということで、宣言してるという、
0:25:33	文章構成に見直しております。
0:25:39	成長クマガエですではこの評価項目も、
0:25:43	含めて
0:25:46	だ記載ぶりに記載をして御説明されてる。
0:25:50	ですから、その評価方針がまあまあ要求事項に伴って、
0:25:54	ちょうど容器についての
0:25:56	評価方針を記載して、
0:25:58	評価項目の中で、
0:26:03	容器を固定する建屋についての
0:26:06	内容も
0:26:08	記載して表現をされようとしてると。
0:26:11	で、
0:26:13	ちなみに
0:26:15	評価項目のところでは要求事項の

0:26:20	別記一
0:26:22	要求事項に伴いましてですね
0:26:24	乾式貯蔵容器については基準地震動に基づいてやるとで、
0:26:29	あとは周辺施設については、
0:26:34	ドライキャスクのすべてのキャスクを含めて、周辺貯蔵施設については、
0:26:39	耐震重要度分類のCクラスに適用される地震力に対して、
0:26:43	評価をすると。
0:26:45	いうことになってるんですけど、この評価方針のほうは、その耐震Cクラスって いうのは、あえて記載をされていないということなんだろうと思うんですが、そこ ら辺を何かお考えがあるのでしょうか。
0:27:11	九州電力のカワチです。
0:27:13	こちらにつきましては、
0:27:19	これちょっと悩んだ部分がありまして評価項目内容評価方針、従来の評価方 針のほうに書いてました。
0:27:28	ちょっと今回新たに評価項目という項目を
0:27:32	項目立てをしましてこちらに記載しましたけれども、もともと評価方針のほうに 書いていたような内容だったのでちょっと悩んだんですけど、
0:27:45	こちらの評価方針につきましては、
0:27:48	DS017、
0:27:51	前のほうの資料、
0:27:54	表に記載のほうをちょっと
0:27:59	あわせまして、
0:28:02	こちらの資料がですね。
0:28:04	そして、
0:28:11	若干
0:28:19	もう
0:28:21	いいんです。
0:28:23	PS017%位の1ページのほうになりますけれども、
0:28:29	こちらにつきましては、
0:28:32	耐震重要施設及び県をキャスクである使用済み燃料乾式貯蔵容器は、
0:28:39	その脚注
0:28:41	に大きな影響を及ぼす恐れがある地震動過去1技術基準地震動というのが 採用した場合においても、
0:28:49	接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置すると。
0:28:53	こういったの。

0:28:55	記載もございまして、こちらの
0:28:59	ナイトウ合わせる形で
0:29:03	7.6 の評価方針につきましては記載をしています。
0:29:09	ちょっとお答えになってるかわかりませんが、ちょっと以上のような考えて記載。
0:29:14	では、評価方針と評価項目ということでちょっと分けさせていただきました。
0:29:26	規制庁クマガエです。
0:29:28	だから、
0:29:29	評価方針については、本本文の記載が本文でまず容器について記載をしているところがあるので、
0:29:37	それについてはまず評価方針で記載をして、
0:29:40	さらに強化項目のところでは、
0:29:43	Cクラスについても持ちの確認をすることになってますのでそれについてもきちんと書いてる。
0:29:50	例えばこの提出 016 の
0:29:53	下位のところの
0:29:55	そうですね。
0:29:56	8(3)－1－48 ページのところと、これ三条についての
0:30:01	適合のための設計方針というのが、
0:30:05	記載されていまして、
0:30:07	ここでは
0:30:09	使用済み燃料乾式貯蔵容器を固定する使用済み燃料乾式貯蔵建屋については、基準地震動による地震力及び耐震重要ですので、Cクラスに適用される地震力が、
0:30:19	そうした場合ということで、
0:30:21	8(3)－1－48 ページでは、
0:30:24	基準地震動と、
0:30:26	Cクラスの地震力っていうのはそれぞれ
0:30:30	もう1においてもですね。
0:30:32	接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置するっていう
0:30:36	設計方針だ。
0:30:37	記載されている。
0:30:39	ということでちょっとそこと、
0:30:42	記載ぶりの部分が、
0:30:44	ずれてるかなと思ったらちょっと確認をしたというところがございます。

0:31:05	九州電力の柿木です。そうですね。
0:31:12	今お話がありましたDS016 階のハッチの(3)－1－48 ページの接客汚水の内容が
0:31:24	現在 7.6 のPS015 回の評価項目、
0:31:29	に
0:31:32	人事た内容があるとかそういった
0:31:36	押せになっております。
0:31:55	規制庁クマガエですね今回評価項目っていう項目を新たに追加されて、そちらのほうに
0:32:03	きちんと書き込んだというような御趣旨でよろしいですか。
0:32:08	はい。
0:32:10	そのように、はい、記載しております。
0:32:19	規制庁ナイトウですけれども、
0:32:21	これ基準もね、別記基準の要求がキャスクワツという形でキャスクにかけて要求掛けるから設計方針はキャスクで答えています。
0:32:33	低でキャスクについては固縛をするので、当然周辺設備とか固縛しているところにことによっている。
0:32:44	支持構造物か間接支持構造物が出てくるんだけど、それは設計によって生じてる話なのでそこは評価方針のところこういう形でもって支持させているのでこれも対象にしてやりますっていうそういう整理で書いたって数字ことじゃないんですか。
0:33:04	的カワチあ、はい。そのような思想で書いてます。
0:34:31	規制庁タニです。
0:34:34	ちょっと確認なんですけど。
0:34:37	つまりは方針としてはですね。
0:34:39	使用済み燃料乾式貯蔵施設、
0:34:43	この施設っていうのが、
0:34:49	キャスクと。
0:34:51	容器と使用済み燃料乾式貯蔵容器と及び
0:34:56	使用済み燃料を乾式貯蔵建屋、
0:35:00	この二つをあわせて、
0:35:03	貯蔵施設っていうねてその貯蔵施設は、
0:35:08	基準地震動による地震力等、
0:35:11	耐震重要度分類のCクラス、

0:35:15	適用される静的地震動力が作用する、した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する
0:35:23	地盤に設置するってしてるっていいんですかね。
0:35:45	もうちょっと私が何かどころまどろっこしいこと言ってるんですけど、貯蔵施設が
0:35:52	基準地震動及び耐震重要度分類のCクラスに
0:35:58	適用される静的地震力が作用された場合も十分な支持力を有する
0:36:04	地盤に設置するということで、
0:36:07	大丈夫ですと理解としては、
0:36:11	九州電力カワチ、
0:36:14	使用済み乾式貯蔵施設、
0:36:19	といたしますか審査書済み燃料乾式貯蔵建屋につきまして、
0:36:24	基準地震動による地震力及び
0:36:27	Cクラスに適用される地震力が作用しても大丈夫というようなことで、
0:36:34	九州電力でございます。いる資料 7-6 の(3)の 7-6-1 ページ、ここの記載の趣旨は先ほど内藤調査官から約束していただいた通りでございます、この 7.6. 7.1 教科奉仕
0:36:52	のところはやはり基準要求液量要求が表記に關しての要求として記載されておりますので、しっかりしたその容器がちょっと示唆されるということを確認するんですよってというのは欲しいんですということをやった上でじゃその方針、
0:37:08	に従ってどういうやり方で評価するんですかという営業日ブレイクしたところ、この 7-6-1 ページの下、評価項目というところでその容器を惜しんで謳った容器を固定する建屋、これを対象として、
0:37:25	基準地震動に対して十分な安定性を持つということで評価を行うんですよって加えて支持力についてはCクラスの地震力に対しての安定性を確認すること、これも要求されておりますので、地域力についてそのCクラスについてもちゃんとやるんですよということ。
0:37:42	さらに書き加えているというようなそういう構成にしているというものでございます。
0:39:35	規制庁ナイトウですけれども、えっとね。
0:39:39	これ今書き方をね、
0:39:43	基礎としてやつを基礎と建屋と分けたやつを
0:39:48	建家基礎を含むっていう形にしましたということで、これ、地盤のほうはそれでわかりやすく、事実になってるからいいんだけど。
0:40:00	基準がね、プラントのほうのプラント設計としてのところって、

0:40:06	基礎と、
0:40:08	そうじゃない部分って要求事項違うから、こういうまとめ方をしたときに、
0:40:14	重要どう分類。
0:40:17	機器応答のところ、
0:40:19	そこが合っていないので、大丈夫。
0:40:22	要求事項と違うよね明らかに。
0:40:42	今までの基準要求って、施設ごとに要求掛けていってて工事段階で基礎なりそれぞれの部位に分けて分類しているんだけど。
0:40:56	この乾式キャスク貯蔵施設についてはもう設置許可の要求べき用の段階で基礎、
0:41:04	それ以外のものって要求分けちゃっているから、
0:41:11	建屋として一括にしてしまう。
0:41:15	基礎を含めて建屋ってしまうと。
0:41:19	要求事項書き分け
0:41:22	できるっていうのがそこが、
0:41:25	大丈夫ですかって気がするんだけど。
0:41:29	これプラント側の話も、
0:43:12	あえてお聞きしてることヒラハラと申しますけれども、再度御指摘のそのプラント側の設計において、
0:43:20	時外多弁まで分けていたものを一緒にしたほうがいいようがないかという観点で御説明させていただきますと、
0:43:28	まずプラントはもうその設計においては、あくまで建屋あたってといいますか機器の間接支持構造物としての気相部であったり、建物そのフロアであったりというところを期待いたしますので、まずまとめたところで、
0:43:44	Ssに対して基礎が持ちます建屋の床面のもちますというところは特に設計として意見はございませんので／切望動作の観点では影響はないんで、まとめて遮へいとしてどうかというところがございますけれども、先ほどお話にございまして
0:44:02	重要度分類表のところにおきましても、建家のところに注書きを入れてございまして、再編として期待する部位、つまり基礎以外のところになりますけれどもそこに限定して、Cクラスとしますと、こう書いてございますので、
0:44:18	そこも影響してこないと考えている。
0:44:21	以上です。
0:46:18	規制庁ナイトウですけども、ちょっとね、今の説明だと。

0:46:22	通常の要求事項ではそうせなんだけど、さっきも言ったように、これって別記温度やつって乾式キャスクのやつって。
0:46:34	支持要するところの要求とその他の預金は削っちゃってるから。
0:46:40	おそらく耐震重要度分類の分類相当そごが生じてるんだと思われるからそこを本当にいいのかどうかちょっとプラント側とよく相談してください。
0:46:52	そこが変わればいい。これじゃないって数と全く全部空っぽになるんだけど。
0:47:03	地盤側としては、地盤の安定性を見るときには、指示をするキャスクを指示するのが土台としての部分は、建屋の土台であるから安定性評価するに足る土台だけを見るんじゃなくて建屋全体の重量とか挙動を見た上で評価しなきゃいけないから。
0:47:21	別々に分離土台定期外という形で書かれちゃうと、そこその重量とか構造とか全然わかんなくなっちゃうので、それじゃあ評価してるしてる内容と申請書に書いてある内容が違うので、
0:47:36	それを困るんですよ。
0:47:38	ただ一方で今みたいに建屋として1本にしてしまうと、多分プラント側がそごが生じ容器事故とそごが生じるような気がするので、その辺をよくちょっとプラント側とよく相談をしてください。
0:48:25	九州電力カワチです。はい、わかりました。ちょっとプラント側とも相談します。
0:48:37	4092 ですけども、
0:48:39	今おっしゃられた内容をちょっと私の理解不足で確認させていただいてよろしいですか。建物を増一部が基礎、
0:48:50	というような記載にしてしまうと。
0:48:54	同じ構造物の中に基礎部分は失当COPを受けて、そこから上は受けてない要求のものが一つの構造物として存在するので、
0:49:06	設計体系として、ちょっと疑問が残るんじゃないかという趣旨でしょうか。
0:49:37	ごめん。何を言われたのかあまりよく理解できなかったのも一つといったことですか。
0:49:50	。
0:50:01	話してる。
0:50:08	す。
0:50:10	プラントだとおっしゃってるのは設備の設計体系のになるんですか、それとも建屋側としての設計体系の相場っておっしゃられてるそうです。
0:50:22	建屋、
0:50:24	いや、
0:50:26	相当たっけ

0:50:38	規制庁ナイトウですけれども、これねべきを金属キャスクの契約キャスクプロセスのこの基準の考え方が、
0:50:47	基礎ねいやそのままキャスクをいくのか、基礎で固縛するのかという二つの方法を念頭に書いていて、できそうに固縛をすとしたときに、建屋の中に入っってことを前提にしていらないんですよ、要求事項が
0:51:05	なので、
0:51:07	キャスク
0:51:08	兼用キャスクを固縛をすとするときには、建屋じゃなくってむき出しで基礎に固縛をすっってことを念頭に作っってってテキスト固縛をす基礎の部分についての要求が書かれている。
0:51:24	D層、それが建屋だった場合については建家のうわもの上側っっていうか、遮へいなり、雨夜系内何でもいろんなものもあるんだけど、それについて波及的影響がないことだけしか要求が、基本はないんだよね。
0:51:44	それから、建屋として基礎等側があるんだけど、要求されている要求事項が違っているはずなんだけれども、それは違うんですか。
0:53:21	九州電力ヤギです。すいません。
0:53:24	今のは確かにおっしゃられたように基礎野ざらしの基礎にキャスクを置くときに、その基礎には強い要求があります。
0:53:35	確かに私もそう思います。
0:53:37	じゃあ今度立ち会いに入れるときに、
0:53:41	野ざらしの基礎にキャスクを置くという行為自体で基礎に市が要求されてるんであれば、
0:53:48	建屋の中にキャスクを置くのであればその建屋基礎に建屋全体に対して
0:53:54	設計方針が、
0:53:58	シートしとかないと。
0:54:00	設計のずれが生じるんじゃないかっていう
0:54:03	御趣旨でした消火そういう理解なんですかね、ちょっとすみません、規制庁のだけど、このプラントだということで整理をして欲しいんだけど、僕の理解だと、これに通常だとクラス施設で普通建屋を対象に、
0:54:20	設備として、それを直接支持が生んでるとか間接的なんだとこの施設なんで竹的影響なんでって建屋対処にやるんだけど、
0:54:29	乾式キャスクの場合は乾式キャスク貯蔵施設として、なんて設備としてがそれ全体になっていて、
0:54:37	キャスクの間接支持構造物として基礎になってるはず。
0:54:42	建屋の間接支持構造物としてなってるわけじゃないはずなんで。

0:54:55	それから、今までやっている。
0:54:59	R/B当たり約さび等を対象にした上でその中にどういう機器があってそれぞれがどういうふうになってますかって、建屋を対象
0:55:07	とした設備分類ではなくって、この乾式貯蔵キャスクはキャスクとそれに対する間接支持構造物がまずあって、それ以外の補助設備があるっていうそういう整理になってるはずなんですよ。
0:55:26	補助とか附属施設か。
0:55:35	附属から周辺施設か。
0:55:49	なんでかえーとね、そうすると、キャスク欧米に考えると、キャスクを支持する建屋基礎を含むとしてしまうと。
0:56:00	建屋全体が間接支持になっちゃうような書き方になっちゃうので、
0:56:06	分類等、
0:56:07	整合しなくなる。
0:57:35	なんかもうちょっとわかりやすく言うと、今の書き方だと。
0:57:39	Ss機能維持が
0:57:42	安全要求も含めてすべてのものにSs機能維持かかっちゃうんじゃないの。
0:58:06	それから皆さんとしてはおそらく
0:58:09	建屋の基礎の部分が、
0:58:12	キャスクの間接支持構造物
0:58:16	という誠意のはずなんですよ。
0:58:19	そうですね。
0:58:22	だけど今の書き方と、建屋全体が間接支持構造物になっちゃうないっていう
0:59:40	実施後の規制庁で実際に皆さんやられている設計って多分基礎Ss機能を建家の基礎がSs機能維持かかっていたら買って課題も当然設備の一部かかかっていて、建家自体についてはCクラスでしか見てなく定説きの見てないはずなんですよ、壊れてもいいはずで強くて壊れたとしても、
0:59:57	先生が変わってこられたとしてもキャスクに波及的影響を与えないっていうこと。
1:00:02	を説明すれば、いわゆる代わられても何でもいいはずなんですよ、設計上の考え方としてはね。
1:00:11	そういう設計の概念ですよ。だけど今の書き方と、これを素直に
1:00:17	今の書き方ですねやっとなら基礎を含む建屋が間接支持構造物に読めちゃうんだけど、それで本当大丈夫っていう
1:00:36	九州電力カワチです日
1:00:39	ないと調整を言われている趣旨は

1:00:42	理解してきましたのでちょっと記載を含めたの。
1:00:47	ちょっと検討したいと思います。
1:00:59	はい。そこをよく考えてプラントがこの記載でいいや、皆さん建家もう間接支持構造物提出機能維持で作りますって言うんだったら別にいいけど、そういうふうに
1:01:13	もっとへ設定する。
1:01:15	起きないからさ。
1:01:17	だからその辺どうするかということで記載をどうするかとかうち我々としては基礎というのが建屋の棟一体のものであって、
1:01:26	当期同様系と違うけど重量とか、完成とかそういうのは、地盤てる中ではは上についてるものも含めて考えなきゃいけないものですよということがわかるような表現にして欲しい。
1:01:39	一方で、多分、
1:01:40	当プラント側や一体物ですと言われちゃうと、基礎以外についてもすごい要求かかっちゃうからそこは分離できるような形の記載にしてくれっていうそういうことだと思うんですよね。
1:01:53	そこをどうやって埋めるかっていうところだと思うんですけど、少なくとも今のやつだと、建屋全体がSs機能維持かかる。
1:02:01	出ますというふうに読めちゃうので、それはまずいんじゃないのって気がするんだけど。
1:02:16	了解しました。
1:02:19	ちょっと検討します。
1:03:19	規制庁クマガエです。
1:03:21	京都今確認させていただいて内部確認させてもらったんですけども、
1:03:27	局参事目基礎のところについては、まだプラント側のこともですね、きちんとこちら辺は説明をしていただいでですね、記載ぶりについて、
1:03:37	浅部整理していただいでですね。
1:03:40	またそういったものも踏まえてですね。
1:03:43	その内容については
1:03:46	記載のほうに反映していて、それ以外のところについてもちょっと確認していただくところがありましたので、そういったものを記載を反映していただいでですね。
1:03:54	またご提出いただければと思います。それを踏まえてまた第4本屋確認させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします
1:04:02	はい。

1:04:05	また必要があればまたそこは確認していただくさせてもらうという形にしたいと思います。
1:04:12	はい。了解いたしました。
1:04:16	九州電力の方から何か確認したいことありますでしょうか。
1:04:29	消せなくですね特にございません。
1:04:34	それではこれ 2 でヒアリングのほうを終了いたしたいと思います。ありがとうございました。